

児童手当法が改正

支給対象が小学校修了前までに拡大され、所得制限が緩和

4月1日から、児童手当の支給対象年齢が、現在の小学校第3学年修了前（9歳到達後、最初の年度末）までから、小学校修了前（12歳到達後、最初の年度末）までに拡大されました。また、所得制限も左表の通り緩和されました。今まで所得制限で受けられなかった方も受けられるようになる場合があります。

詳しくは子育て支援課 ☎70・7736へ。

新たに児童手当を受けるには、認定請求等を受ける必要があります。小学5・6年生の児童がいる世帯の保護者、児童手当を現在受給していない保護者には「案内」の文書を4月下旬に送りますので、これにより請求してください。なお、5月10日（水）までに案内が届かない場合は、子育て支援課（市役所2階）に連絡してください。



子どもが健やかに育つまちづくり。子育て環境への支援をすすめています

特別児童扶養手当と

各種障害手当のご案内

特別児童扶養手当については子育て支援課助成係 ☎70・7736、各種障害手当については障害福祉課 ☎70・7747へ。

特別児童扶養手当
【支給対象者】次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母又は養育者、精神の発達が遅滞しているか、精神の障害が

あり日常生活に著しい制限を受ける状態にあるとき、身体に重度、中度の障害や長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活に著しい制限を受けるとき

【手当月額】1級 5万7500円、2級 3万3800円
特別障害者手当
20歳以上で、重度の障害があるため、日常生活に常時特別の介護が必要な方（おおむね身体障害者1・2級程度と

愛の手帳1・2程度の方で障害が重複している方、あるいはこれらと同等の疾病（精神障害の方）に支給されます。
施設入所者および3カ月以上入院している方には支給されません。本人および扶養義務者の所得制限もあります。

障害児福祉手当
20歳未満で、重度の障害があるため、日常生活に常時介護を必要とする方（身体障害者手帳1・2級程度または愛の手帳1・2程度の方）あり、これらと同等の疾病（精神障害の方）に支給されます。

重度心身障害者手当
重度の心身障害のため、常時特別な介護を必要とする方（重度の知的障害で常時特別な介護を必要とする方、重度の知的障害と身体障害の重複障害の方、重度の肢体不自由で四肢機能が失われ座していないことが困難な方）に支給されます。

心身障害者福祉手当
20歳以上で心身に障害のある方（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・3級、脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の方に支給されます。施設に入所している方は支給されません。所得制限もあります。

市の組織の一部が改正
市では、より一層市民サービスの向上を図るため、4月1日から市の組織の一部を下記の通り改正しました。詳しくは企画調整課 ☎70・7702へ。

扶養親族数	児童手当 (カッコ内は、特例給付)
0人	4,600,000円 (5,320,000円)
1人	4,980,000円 (5,700,000円)
2人	5,360,000円 (6,080,000円)
3人	5,740,000円 (6,460,000円)
4人	6,120,000円 (6,840,000円)
5人	6,500,000円 (7,220,000円)

扶養親族が1人増えるごとに380,000円を加算します。所得とは、源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」を、確定申告では「所得合計の金額」をいいます。「特例給付」は、厚生年金や各種共済年金の加入者が対象となります。

市の組織の一部が改正
市では、より一層市民サービスの向上を図るため、4月1日から市の組織の一部を下記の通り改正しました。詳しくは企画調整課 ☎70・7702へ。

明るい選挙推進委員が決まりました

東久留米市明るい選挙推進委員に、下表の18人の方が委嘱されました（敬称略、投票区順）。任期は、20年3月31日までの2年間です。推進委員の主な仕事は、明るい選挙の推進を図ることです。詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎70・7790へ。

投票区	氏名	住所
1	奥住喜美子	柳窪1-6
2	関紀子	滝山6-2
3	内田滋	滝山7-16
4	土岐和代	前沢5-29
5	前田牟津子	野火止3-2
6	大木久	野火止2-18
7	笹本玲子	八幡町2-7
8	斎木幸枝	南町1-14
9	渡邊淳子	中央町4-6
10	親川和子	幸町3-2
11	白川公子	ひばりが丘団地6
12	佐々木久利子	南沢2-7
13	兵藤美佐子	浅間町3-21
14	水上良江	氷川台1-18
15	宇田川敏子	新川町1-14
16	峯岸松枝	金山町2-7
17	吉澤泰子	上の原1-3
18	佐野寿美江	神宝町2-8



4月1日付市人事異動
市では、4月1日付で部長級27人および係長・係員の異動を行いました。部長級級の異動は次の通りです（カッコ内は前職）。

【部長級】企画経営室長兼兼行財政等担当課長事務取扱（子ども家庭部長）佐藤寛俊、総務部長（企画経営室長）永田昇、環境部長兼リサイクル推進担当課長事務取扱（行財政等担当課長）小山満、子ども家庭部長（企画調整課長）大崎映一、監査事務局長（同）昇格）木孝

【課長級】企画調整課長（職員課長）橋爪和彦、企画経営室主幹・消防事務委託担当地域政策課長（鹿島宗男、職員課長）菅財課長（上田正昭）

【課長級】課税課長（桑原茂）市民課長（用地担当課長）久下幸廣、課税課長（管理課長）高嶋英夫、納税課長（納税課長兼子ども家庭部主幹）平野進（こみ対策課長）リサ

市消防本部人事異動
消防次長兼総務課長（消防予防課長）石浦卓二

詳しくは職員課 ☎70・7716へ。

18年4月1日 市組織改正一覧

改正後	改正前
都市建設部都市計画課用地担当	総務部管財課用地担当
環境部水道課	環境部水道業務課 環境部水道工務課
健康福祉部福祉総務課わくわく健康プラザ担当（新設）	